

岩手県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和7年9月19日

岩手県選挙管理委員会
委員長 吉 田 瑞 彦

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	松園病院介護医療院	盛岡市北松園四丁目36番75号	令和7年9月10日
病院	医療法人財団正清会遠野はやちねホスピタル	遠野市青笹町中沢5地割5番地	〃